

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます

令和元年12月20日

### 1 概要

#### (1) 契約予定件名

児童手当等の支給に関する作業委託

#### (2) 目的

世田谷区の児童手当等支給事務を適正に行うため、児童手当等における現況届の処理作業等の一連の業務を正確に、迅速に、かつ効率的に行う。

#### (3) 業務内容

##### ①児童手当等における各種通知書等の印刷、印字等作業

- ・認定通知書等の印刷：区から提供する原稿を元に圧着ハガキに印刷する。
- ・認定通知書等の印字：区から提供する通知書用データを元に圧着ハガキに印字する。

##### ②児童手当における現況届等の印刷、印字等作業

- ・各種帳票の印刷：区から提供する原稿を元に、各種帳票を印刷する。各種帳票は、児童手当現況届、案内文、送付用窓あき封筒、返信用封筒等。
- ・児童手当現況届の印字：区から提供する印字データを元に印字する。
- ・児童手当現況届の封入・封緘・発送

##### ③児童手当における現況届の処理作業

- ・区から受領した未開封児童手当現況届を開封し、仕分けをする。
- ・児童手当現況届を、エスカレーション現況届、不備現況届、OK現況届に分類する。
- ・エスカレーション現況届再処理を行う。
- ・不備現況届補正処理を行う。
- ・OK現況届データの作成・納品、全帳票のPDF化納品。

##### ④児童手当における現況届の電話対応業務

- ・区が提供する「対応表」により、問い合わせに電話対応する。
- ・対象：署名または捺印、保険証コピー等の添付で簡易に完成できる現況届を送付している受給者。

##### ⑤児童育成手当における現況届印刷、印字等作業

- ・各種帳票の印刷：区から提供する原稿を元に、各種帳票を印刷する。各種帳票は、児童育成手当現況届、案内文、送付用窓あき封筒、返信用封筒等。
- ・児童育成手当現況届の印字：区から提供する印字データを元に印字する。
- ・児童育成手当現況届の封入・封緘・発送

⑥児童扶養手当における現況届等印刷、印字等作業

- ・各種帳票の印刷：区から提供する原稿を元に、各種帳票を印刷する。各種帳票は、児童扶養手当現況届、案内文、送付用窓あき封筒、返信用封筒等。
- ・児童扶養手当現況届の印字：区から提供する印字データを元に印字する。
- ・児童扶養手当現況届の封入・封緘・発送

(4) 履行期間

契約の日（令和2年4月1日予定）から令和5年3月31日まで

- ※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、かつ令和3年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 対象世帯総数

約 67,000世帯

2 参加事業者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から、入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成26年度以降、人口40万人規模以上の地方自治体において児童手当現況届等処理作業と同種の業務又は類似業務について実績があること。
- (6) プライバシーマークまたはISMS認証を取得しているか、もしくは自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。
- (7) データプリント、封入・封緘等の各作業において、事業の中断を引き起こすような災害発生を想定し、受託者は早期復旧を図るための事業継続計画（BCP）を策定済みであること。また、データプリント、封入・封緘等の作業場所は「ISO22301事業継続マネジメントシステム」を取得している事業所にて行うこと。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚無でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行なう。

4 選定スケジュール

令和元年12月20日	公告
令和2年1月10日	参加表明書提出締め切り
1月20日	提案書提出にあたっての質問締め切り
2月4日	提案書提出締め切り

2月 5日

審査

2月 7日

事業者決定、決定通知発送

2月10日

契約に向けた打ち合わせ開始

## 5 提案書を特定するための評価基準

### (1) 業務の実行能力

- ・作業処理方法全般の妥当性
- ・作業の計画性
- ・作業体制
- ・作業方法の具体性
- ・作業の正確性
- ・作業の迅速性

### (2) リスクとその対処方法

- ・情報保護に関する社内の管理体制
- ・業務における情報保護の確実性

### (3) 事業実施における総合的な経済性

- ・作業コストの経済性

### (4) 業務を安定的に遂行する能力

- ・児童手当等現況届、同種又は類似業務の実績の内容

### (5) 業務実施方針及び手法

- ・説明書の理解度
- ・事業実施計画の妥当性

### (6) 見積額の妥当性

- ・提案限度額との整合性

## 6 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども育成推進課子ども医療・手当係

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

場所：第2庁舎1階6番窓口

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3016

Eメールアドレス：SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### ①交付期間

令和元年12月20日（金）～令和2年1月10日（金）

（受付期間：午前8時30分～午後5時まで 土日祝日除く）

#### ②交付場所

上記（１）に同じ

③交付方法

文書による手渡し

（３）参加表明書の提出内容、期限、場所及び方法

①提出内容

「様式１ 参加表明書」を提出すること。

②提出期限

令和２年１月１０日（金） 午後５時まで必着

③提出場所

上記（１）に同じ

④提出方法

持参に限る。

（４）質問の受付及び回答方法

①質問方法

「様式２ 質問表」を上記（１）への電子メールで受け付ける

②受付期間

令和２年１月２０日午後５時まで

③回答方法

全参加表明者に対し電子メールにて回答する。

④回答予定日

令和２年１月２４日。

（５）提案書の受領期限、提出場所及び方法

①受領期限

令和２年２月４日 午後５時まで必着

②提出場所

上記（１）に同じ

③提出方法

持参に限る。

７ その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金 免除

（３）契約書作成の要否 要

（４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との  
随意契約により締結する予定の有無 無

- (5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- (6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- (7) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。契約時の仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行った提案は無効とする。
- (10) 本件は、令和2年度予算の配当を条件として契約する。
- (11) 本案件は、令和2年度の提案限度額を47,156,395円としている。区との契約では単年度で予定価格2000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (12) 詳細は「児童手当等の支給に関する作業委託事業者選定説明書」による。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは  
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



#### 区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。  
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。  
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。  
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

#### 事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

#### 労働報酬下限額とは

1. 概要  
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。  
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象  
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額  
次ページのとおり

#### 労働条件確認帳票とは

1. 概要  
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象  
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所( 契約内容によって取扱い窓口が異なります。)  
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口):教育総務課が取り扱う契約以外の契約  
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口):教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

# 労働報酬下限額一覧

令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

## 【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)  
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

## 【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円